

香芝市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和8年6月17日に請求のあった監査を実施しましたので、その結果を同条第5項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和8年8月13日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 下 村 佳 史

住民監査請求に基づく監査結果報告書

第1 請求の内容

1 請求人

住所 香芝市（省略）

氏名 （省略）

2 請求の要旨（求める措置）

香芝市監査委員は、香芝市長その他本件支出に関与した職員に対し、次の各措置を講ずべきことを勧告することを求める。

- （1）香芝市ふたかみ文化センター3階の自習室の整備に係る備品の購入のため、令和7年度香芝市一般会計予算の款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節17備品購入費（予算額金5,330,000円）から支出された公金の支出（これに係る支出負担行為及び支出命令を含む。その金額及び支出年月日は、現在開示請求中の支出負担行為書等により確定する。以下「本件支出」という。）が、違法又は不当であることを確認すること。
- （2）本件支出により香芝市が被った損害を補填させるため、本件支出の決定及び執行に関与した職員（香芝市長を含む。）に対し、損害賠償又は不当利得の返還の請求その他必要な措置を講ずること。
- （3）あわせて、教育委員会の所管に係る事務に要する経費を総務費から支出した費目区分の誤りを是正し、今後、当該経費を適正な費目（教育費）により処理するよう、再発防止のために必要な措置を講ずること。

3 請求の理由

（1）事案の概要

香芝市ふたかみ文化センター（以下「文化センター」という。）は、香芝市文化施設条例第3条により香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する教育財産（文化施設）である。

令和7年5月26日、香芝市長三橋和史は、副市長、教育長、総務部長及び教育部長を名宛人として、「自習室の整備及び生涯学習課執務室の移転に関する指示」と題する文書（以下「本件指示書」という。）を発出し、文化センター3階の生涯学習課執務室を自習室として整備し、同課の執務室を香芝市役所本庁舎4階に移転すること、及びこれを同年7月11日までに行うことを内容とする方針を示した。

その後、生涯学習課は、令和7年6月25日の第7回教育委員会会議（6月定例会）において、同課が同月30日に本庁舎4階へ移転すること、及び移転後の文化センター事務室を自習室として整備し同年7月12日に開設する予定であることを報告した。次いで、市民図書館長は、同年7月29日の第8回教育委員会

会議（７月定例会）において、同年７月１２日から文化センター３階に「市民図書館の一部として」自習室を開設した旨を報告した。

もともと、令和７年度の各教育委員会会議（令和７年４月定例会から令和８年１月定例会まで。公開部分及び非公開部分を含む。）を通じて、本件自習室の設置を議案又は諮問として審議し、これを議決した事実は存在せず、後記（２）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第２９条に基づく予算に関する意見聴取の手続も執られていない。

しかるところ、本件自習室の整備に係る備品の購入費は、令和７年度一般会計予算の款２総務費、項１総務管理費、目４財産管理費、節１７備品購入費（予算額金５，３３０，０００円）から支出された（本件支出）。なお、本件支出の具体的な金額、支出年月日及び件数は、請求人が現在開示請求中の支出負担行為書、支出命令書等により確定する予定であり、これらに係る香芝市長の開示決定等の期限は令和８年７月１７日まで延長されている（後記（３））。

（２）関係する権限配分及び法令

地教行法第２１条は、学校その他の教育機関の管理、教育財産の管理並びに社会教育その他教育に関する事務の管理及び執行を、教育委員会の職務権限と定める。同法第２８条第１項は、教育財産は地方公共団体の長の総括の下に教育委員会が管理する旨を、同条第２項は、長は教育委員会の申出をまって教育財産の取得を行う旨を定める。また、同法第２９条は、長が教育に関する事務に係る予算を含む議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない旨を定める。

他方、同法第２２条は、教育財産の取得及び処分、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結、並びに当該事項に関する予算の執行を、長の職務権限と定める。すなわち、財務及び契約に係る事務は長に一元化されているが、その前提として、教育財産の管理という実体的判断、及び教育に関する予算に係る意見聴取は、教育委員会に留保されている。

文化施設条例第３条は、教育委員会が文化施設を管理する旨を明定する。文化センターの一室の用途を執務室から自習室へ変更することは、教育財産の「管理」に該当し、教育委員会の職務権限に属する。

なお、市長と教育委員会との間で合意された地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議書（令和７年３月３１日合意。その後、令和８年３月３１日合意の協議書により改められた。）は、教育委員会の所管に係る予算の調製及び執行、契約の締結、並びに財産の取得及び処分等を、教育委員会事務局職員に補助執行させる旨を定めている。本件のように教育委員会の所管に係る事務であれば、本来、教育費として予算に計上され、教育委員会事務局職員による補助執行によって執行されるべきものである。

(3) 本件財務会計上の行為の特定

本件支出は、令和7年度一般会計予算の款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節17備品購入費（予算額金5,330,000円）から、本件自習室の整備に係る備品の購入のために支出された公金の支出（支出負担行為及び支出命令を含む。）である。本件支出の対象は、当該節から本件自習室の整備のために支出された公金であって、その目的及び支出科目により特定されている。同節からの支出に係る支出負担行為書、支出命令書、起案書、納品書及び契約書が現に存在することは、香芝市長が請求人に対して発した令和8年6月12日付け香総情第44号「行政文書開示決定等期間延長通知書」において、これらが現に存在する行政文書として特定されていることから明らかである（同通知書は、これらの文書に係る開示決定等の期限を令和8年7月17日まで延長する旨を通知するものである。）。本件支出の具体的な金額、支出年月日及び件数は、開示される当該各文書により特定されるところ、これらは地方自治法第242条第7項に基づく証拠の提出及び陳述の機会において補充する。

なお、令和7年度香芝市一般会計予算に関する説明書によれば、当該節（節17備品購入費）の予算額金5,330,000円は、施設用備品4,790,000円及び事務用備品540,000円から成り、その費目の説明欄に「自習室」その他本件自習室を示す記載はない。本件自習室の整備に係る備品は、このうち施設用備品に含まれるものと解されるが、その具体的な金額及び内訳は、前記の支出負担行為書等により確定する。

(4) 本件支出が違法又は不当である理由

イ 予算の目的外支出及び費目区分の誤り

予算は、議会の議決によりその目的を拘束され、款及び項の区分に従って執行されなければならない。款2総務費・項1総務管理費・目4財産管理費は、令和7年度予算に関する説明書に照らせば、庁舎の総合管理及び保守（庁舎総合管理業務委託料、庁舎昇降機保守委託料、庁舎消防設備更新工事等）、公用車及びコミュニティバスの管理その他、市の一般的な財産の管理に要する経費として議決されたものであり、その節17備品購入費（施設用備品及び事務用備品）も、これら一般的な財産の管理に供される備品を購入するためのものである。これに対し、本件自習室は、市民図書館長自らが教育委員会会議において「市民図書館の一部」と説明しているとおり、教育委員会が所管する教育機関である市民図書館の用に供される施設であって、その整備に要する経費は、本来、教育費（図書館費等）に計上されるべきものである。

現に、教育委員会は、同種の自習室を備えた旭ヶ丘小学校図書館（香芝市子ども図書館）の整備に当たっては、補正予算を教育委員会会議に諮り、地教行法第29条に基づく意見聴取を経た上で、その備品（椅子・自習室の机等）を

小学校費・学校管理費・備品購入費から、また図書館システム用備品を図書館費・備品購入費から、いずれも教育費により処理している。同一年度における同種の事務でありながら、本件自習室についてのみ総務費・財産管理費から支出したことは、合理的な根拠を欠く費目区分の誤りであり、議会が総務費に付与した目的の範囲を超える予算の目的外支出に当たる。

ロ 議会の予算審議を経ない新規事業を既決の一般経費から支出したこと

本件自習室は、令和7年5月26日の本件指示書を契機として新たに整備されたものであり、令和7年度当初予算（令和7年度の開始前に議決されたもの）には、本件自習室の整備は独立の事業又は経費として計上されていない（前記の予算に関する説明書にも「自習室」を示す記載はない。）。すなわち、議会が当初予算において財産管理費・備品購入費として議決したのは、庁舎等の一般財産の管理に供する施設用備品及び事務用備品であって、当時存在しなかった本件自習室の整備を予定したものではない。

教育委員会は、同種の旭ヶ丘小学校図書館（香芝市子ども図書館）については、当初予算に計上されていなかったことから補正予算を編成し、教育委員会会議における諮問及び地教行法第29条に基づく意見聴取を経た上、議会（総務建設委員会）の審議を経て、教育費（学校管理費・図書館費の各備品購入費等）により執行している。これが本来の手続である。

これに対し、本件自習室は、新規の事業でありながら補正予算を編成せず、議会の予算審議を経ないまま、既決の財産管理費・備品購入費から支出された。したがって、「施設整備に係るものであるから財産管理費で処理した」との説明は、（イ）財産管理費が庁舎等の一般財産の管理に係る経費であって教育財産たる文化センター（市民図書館の一部）の整備を含まないこと、及び（ロ）当該予算が本件自習室を対象として議決されたものではないことを看過するものであって、採用し得ない。本件支出は、本来議会の予算審議を経るべき新規の教委所管事務に係る経費を、既決の一般経費に計上して支出したものであり、予算の費目区分の誤り及び目的外支出に当たる。

ハ 教育委員会の議決及び地教行法第29条の手続を欠く教委所管事務の執行

前記のとおり、文化センターの一室を自習室に用途変更することは教育委員会の職務権限に属するから、本来、合議制の執行機関である教育委員会の意思決定（議決）を経るとともに、その予算については地教行法第29条に基づく意見聴取がされるべきであった。しかるに本件においては、市長の本件指示書を契機として教育委員会事務局が実施し、これを会議に報告したにとどまり、教育委員会会議における議案の審議及び議決はされておらず、第29条の意見聴取の手続も執られていない。本件支出は、このような教育委員会の意思決定及び所定の手続を欠いたまま行われた教委所管事務の執行に係るものである。

ニ 看過し得ない瑕疵があり、本件支出を差し控えるべきであったこと

本件支出に係る支出負担行為及び支出命令を行う職員（香芝市長を含む。）は、相当の注意を払えば、本件支出が、（イ）教育委員会の議決を経ていない教委所管事務の執行に係るものであること、及び（ロ）本来教育費に計上すべき経費を総務費から支出するものであることを、容易に認識し得たものである。したがって、これらの職員には、その執行を差し控えるべき職務上の義務があったというべきであって、これを看過して行われた本件支出には、財務会計上の行為それ自体に違法又は不当があるというべきである。

（５）地方自治法第２４２条第２項（１年の期間制限）について

本件自習室は令和７年７月１２日に開設されており、本件支出はその前後に行われたものと推認される。もっとも、本件支出は、市長部局が所管する総務費から、教育委員会の所管に係る事務のために行われたものであり、教育委員会会議における議案審議を経ていない非公開の支出であって、その存在及び内容は、職員からの通報及び請求人による情報公開請求によって初めて判明したものである。一般の住民は、相当の注意力をもってしても、通常、本件支出の存在を知り得なかったものというべきである。したがって、仮に本件支出の一部について本請求の日から１年を経過しているとしても、地方自治法第２４２条第２項ただし書にいう「正当な理由」が存する。請求人は、その存在を知った後、相当の期間内である本日、本請求に及ぶものである。

（６）監査委員に求める判断のあり方

本請求は、教育委員会の所管に係る事務に要する経費を総務費・財産管理費に計上して支出したことの適否という、予算の費目区分及び目的拘束に関する具体的な法律問題を含むものである。よって、監査委員におかれては、単に「適法である」又は「違法ではない」との結論を示すにとどまらず、少なくとも次の各点について、根拠となる条文及び理由を明示して判断されたい（地方自治法第２４２条第５項は、監査の結果を理由を付して請求人に通知し、かつ公表すべきことを定めている。）。

イ 本件自習室の整備に要する経費を、教育費ではなく総務費・項１総務管理費・目４財産管理費に計上して支出したことが、予算の費目区分及び目的拘束に照らして適法かつ適正といえるか。

ロ 教育委員会の議決及び地教行法第２９条の意見聴取を経ていないことが、本件支出の適法性及び妥当性に及ぼす影響をどのように評価するか。

ハ 本件自習室の整備が令和７年度当初予算に計上されておらず、かつ旭ヶ丘小学校図書館（子ども図書館）と異なり補正予算による議会の審議を経ていないにもかかわらず、既決の財産管理費から支出したことが、予算に関する議会の議決の趣旨に照らして適法かつ適正といえるか。

4 請求書の受理

令和8年6月17日に住民監査請求書が提出され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

第1の請求の内容中、3の（4）「本件支出が違法又は不当である理由」の4点の当否又は適否を監査対象事項と判断し実施した。

2 監査対象部局 総務部管財課（現総務情報課）及び財政課 教育部生涯学習課及び市民図書館

3 陳述の聴取及び証拠の提出等

法第242条第7項に基づき請求人に意見の陳述の機会を設け、令和8年7月24日に意見の陳述を行った。なお、令和8年6月22日、同年7月16日及び同月21日に請求人から、それぞれ住民監査請求補充書の提出とともに新たな証拠の提出があった。

また、令和8年7月9日に監査対象部局の関係職員から事情の聴取を行った。

4 本件事案に係る事実関係の概要等について

（1）自習室の整備に係る経緯について

文化センターは、香芝市文化施設条例（平成19年条例第19号）第3条の規定により、香芝市教育委員会が管理する施設である。令和7年5月26日、三橋市長は、副市長、教育長、総務部長及び教育部長を名宛人として、「自習室の整備及び生涯学習課執務室の移転に関する指示」と題する文書を発出し、文化センター3階の生涯学習課執務室を自習室として整備し、同課の執務室を香芝市役所本庁舎4階に移転させることとしたいため、それについて課題を見出して検討することを指示した。その後、生涯学習課長は令和7年6月25日の教育委員会会議において、同課が同月30日に本庁舎4階へ移転すること及び移転後の文化センター事務室を自習室として整備し、同年7月12日に開設する予定であることを報告した。さらに、市民図書館長は令和7年7月29日の教育委員会会議において、同月12日から文化センター3階に自習室を開設した旨を報告している。

（2）自習室に係る備品購入等について

備品とは、香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）第56条第1項において、「一組又は一品の取得価格又は評価額が1万円以上のもの（1万円未満であっても会計管理者が必要と認めるものを含む。）であって、その性質形状を変えことなく長期間の使用又は保存に耐え得る物品」と規定されている。

請求人がいう文化センター3階の自習室の整備に係り購入した机及び椅子（以下「本件備品」という。）については、令和7年度一般会計予算の款2総務費、

項 1 総務管理費、目 4 財産管理費、節 1 7 備品購入費により購入されている。

なお、その内訳は以下のとおりである。

イ 施設用備品（文化センター内自習室用備品）その 1

(イ) 品名 多目的個別ブース【Z-G B 0 3】

単価 金 1 5, 1 9 7 円 数量 2 7 台

(ロ) 品名 アイリスチトセ スタッキングチェア【A S L - 1 1 0 P V】
グリーン

単価 金 6, 2 7 0 円 数量 1 1 脚

(ハ) 品名 アイリスチトセ スタッキングチェア【A S L - 1 1 0 P V】
ブルー

単価 金 6, 2 7 0 円 数量 1 6 脚

(支出科目) (款) 2 総務費、(項) 1 総務管理費、(目) 4 財産管理費、
(節) 1 7 備品購入費

(支出負担行為書起票日) 令和 7 年 7 月 7 日

(契約金額) 金 6 3 7, 5 6 9 円 (支出命令) 令和 7 年 8 月 1 4 日

ロ 施設用備品（文化センター内自習室用備品）その 2

(イ) 品名 多目的個別ブース【Z-G B 0 3】

単価 金 1 5, 1 9 7 円 数量 9 台

(ロ) 品名 アイリスチトセ スタッキングチェア【A S L - 1 1 0 P V】
グリーン

単価 金 6, 2 7 0 円 数量 9 脚

(支出科目) (款) 2 総務費、(項) 1 総務管理費、(目) 4 財産管理費、
(節) 1 7 備品購入費

(支出負担行為書起票日) 令和 7 年 7 月 2 3 日

(契約金額) 金 2 1 2, 5 2 3 円 (支出命令) 令和 7 年 8 月 1 3 日

また、上記のほか、監査委員の調査により判明した文化センター 3 階の自習室
の整備に係り要した支出は次のとおりである。

イ 香芝市ふたかみ文化センター内自習室のサイン作成

(内訳) サイン作成 (片面表示)

単価 金 1 5, 0 0 0 円 数量 1 枚

デザインレイアウト構成

単価 金 5, 0 0 0 円 数量 1 点

取り付け施工費

単価 金 1 0, 0 0 0 円 数量 1 式

運搬交通費

単価 金 5, 0 0 0 円 数量 1 式

(支出科目) (款) 8 教育費、(項) 5 社会教育費、(目) 1 2 文化振興費、
(節) 1 7 備品購入費

(支出負担行為書起票日) 令和7年7月16日

(契約金額) 金38,500円 (支出命令) 令和7年8月22日

ロ 香芝市ふたかみ文化センター内自習室ロールスクリーン購入

(内訳) ロールスクリーン・リーチェ、遮熱 【N-8072】

チェーン式、標準メカ、部品色ホワイト

南窓・左側

W88.5×H310 (天付、左操作) 1台

W116×H310 (天付、左操作) 1台

W116×H310 (天付、右操作) 1台

W97.5×H310 (天付、右操作) 1台

南窓・右側

W60×H310 (天付、左操作) 1台

W160×H310 (天付、左操作) 4台

W154×H310 (天付、左操作) 1台

(支出科目) (款) 8 教育費、(項) 5 社会教育費、(目) 1 2 文化振興費、
(節) 1 7 備品購入費

(支出負担行為書起票日) 令和7年7月18日

(契約金額) 金386,100円 (支出命令) 令和7年8月20日

ハ 香芝市ふたかみ文化センター自習室空調設備設置工事

(内訳) 香芝市ふたかみ文化センター自習室空調設備設置工事 一式

(支出科目) (款) 8 教育費、(項) 5 社会教育費、(目) 1 2 文化振興費、
(節) 1 4 工事請負費

(支出負担行為書起票日) 令和7年7月4日

(契約金額) 金484,000円 (支出命令) 令和7年7月9日

ニ LEDデスクスタンド

(内訳) LEDデスクスタンドCK-F128WH

(支出科目) (款) 8 教育費、(項) 5 社会教育費、(目) 8 図書館費、
(節) 1 0 需要費

(支出負担行為書起票日) 令和7年7月29日

(契約金額) 金4,378円 (支出命令) 令和7年7月29日

ホ 事務用消耗品 カードケース硬質

(内訳) カードケース硬質／透明フレーム／A4 DO32J-A44

(支出科目) (款) 8 教育費、(項) 5 社会教育費、(目) 8 図書館費、
(節) 1 0 需要費

(支出負担行為書起票日) 令和8年3月23日

(契約金額) 金3,935円 (支出命令) 令和8年3月24日

第3 監査の結果

1 監査委員の判断

(1) 予算の目的外支出及び費目区分の誤りであるか否かについて

法第216条は、「歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。」と定めており、歳出はその目的ごとに系統的に作成するものとされている。

このことにつき、請求人は、本件自習室は、教育委員会が所管する教育機関である市民図書館の用に供される施設であつて、その整備に要する経費は、本来、教育費（図書館費等）に計上されるべきものであると主張する。

一方で、監査委員の調査によると、自習室に関し、窓用ロールスクリーン及び案内サインの調達並びに空調設備増設に係る工事については教育費の文化振興費により執行し、カードケース及びLEDデスクライト等消耗品は教育費の図書館費により執行し、本件備品の調達については、総務費の財産管理費により執行しており、これにつき、監査対象部局への聴取によると、教育費の文化振興費は、文化センターの管理として附帯設備の整備に係る経費、教育費の図書館費は、市民図書館事業の運営に係る経費、総務費の財産管理費は、公共施設全体の資産管理の観点から、全庁的に使用することを想定する可搬性のある備品に係る経費と区分して執行することと判断した、との主旨であつた。

なお、自習室開設の検討段階の試案として、市役所本庁舎にて使用していた長机を自習室に搬入し、その活用を検討していたこと、また、全庁的な活用を見込んで椅子については既に庁舎にて使用しているものと同種品を調達していることなどから、施設間で柔軟かつ横断的な活用を図る運用が行われているものと認められる。

これらのことから、漫然と自習室に係る支出を全て総務費によつていたのではなく、それぞれの目的に鑑み予算費目を区分して執行していることが確認され、本件備品を教育施設に固定された教育財産としてではなく、庁舎等の一般財産の管理に供する施設用備品として総務費により調達したことは、予算目的を逸脱したものとは言えない。

よつて、合理的な根拠を欠く費目区分の誤りとは言えず、予算の目的外支出に当たる違法又は不当な財務会計上の行為とは言えない。

(2) 議会の予算審議を経ない新規事業を既決の一般経費から支出したことについて

請求人は、本件自習室は、新規の事業でありながら補正予算を編成せず、議会の予算審議を経ないまま、既決の財産管理費・備品購入費から支出されたもので

あり、当該予算が本件自習室を対象として議決されたものではないことを看過するものであって、採用し得ないと主張する。

しかし、補正予算の編成及び議案提出の要否並びに議会の予算審議内容については、財務会計上の行為そのものではなく、その前提となる意思決定に至る手続上の問題であり、仮に当該手続を欠くことが違法又は不当であるとした場合であっても、当該違法性又は不当性が、財務会計行為の違法性又は不当性に当然に承継されるものではなく、当該手続を欠くことが著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、その財務会計行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られるものと解される。

これを前提に本主張を検討するに、予算は、法第216条により歳出にあつては款項に区分しなければならないと定められ、これについて議決対象とされているが、当初予算の議決時において執行すべき個々の事業内容が全て具体的に確定していることを要するものではなく、予算の目的による拘束の範囲内であれば、市長は法第149条第2号による予算執行権に基づき、既決予算を執行し得ると解すると、必ずしも補正予算に係る手続をとるべき法的義務があったとは認定できない。少なくとも、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとまでは言えず、既決予算により支出したという財務会計行為が、財務会計法規上の義務に違反するとは言えない。

(3) 教育委員会の議決及び地教行法第29条の手続を欠く教委所管事務の執行について

請求人は、教育委員会会議における議案の審議及び議決はされておらず、地教行法第29条の意見聴取の手続も執られていないことから、本件支出は、このような教育委員会の意思決定及び所定の手続を欠いたまま行われた教委所管事務の執行に係るものであると主張する。

しかし、これについても、財務会計上の行為そのものではなく、その前提となる意思決定に至る手続上の問題であり、第3の1の(1)のとおり、監査対象部局は、本件備品は教育財産ではないと認識していること、また、第3の1の

(2)のとおり、補正予算に係る手続をとるべき法的義務があったとは必ずしも言えないこと、さらには、教育財産の管理については、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成3年教育委員会規則第6号）により、教育長に委任されているものであることに鑑みると、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとは認定できない。よって、既決予算により支出したという財務会計行為が、財務会計法規上の義務に違反するとは言えない。

(4) 看過し得ない瑕疵があり、本件支出を差し控えるべきであったか否かについて

請求人は、本件支出に係る支出負担行為及び支出命令を行う職員（香芝市長を含む。）は、相当の注意を払えば、本件支出が、（イ）教育委員会の議決を経ていない教委所管事務の執行に係るものであること、及び（ロ）本来教育費に計上すべき経費を総務費から支出するものであることを、容易に認識し得たものであるから、これらの職員には、その執行を差し控えるべき職務上の義務があったというべきであって、これを看過して行われた本件支出には、財務会計上の行為それ自体に違法又は不当があると主張する。

しかし、第3の1の（1）から第3の1の（3）までの監査委員判断から、容易に認識し得た違法性又は不当性を看過して行われた支出とは言えず、当該職員に、差し控えるべき職務上の義務があったとは言えないから、財務会計上の違法性又は不当性は認められない。

（5）結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないものと認め、本件請求はこれを棄却する。しかしながら、今後において留意すべきと考える点につき、次のとおり意見を付す。

2 監査委員の意見

令和7年5月26日に、名宛人に教育長及び教育部長を含み、市長が発した「自習室の整備及び生涯学習課執務室の移転に関する指示」と題する文書については、法第238条の2に基づく公有財産に関する長の総合調整権に基づくものと思料するが、教育委員会の教育機関の設置、管理等権限に対する配慮が十分であったか等、実質的に適切であったか否かにつき、なお一考を要するものとする。市長におかれては、教育委員会の独立性について十分に尊重し、適切な行政運営に努められたい。

また、本件のように、新たな行政需要に対応しようとする場合、既決予算の解釈及び運用により予算執行権の範囲等に関し、疑義が生じる恐れがある。特に、総務費は他の目的別経費と比較して包括的な性格を有することから、その運用に当たっては、予算議決の趣旨を十分踏まえ、適正かつ慎重な執行が求められる。法第211条第2項が予算を提出するときに予算に関する説明書をあわせて提出するよう定め、その施行令に当該様式を定めている趣旨は、議会が予算内容を十分審議できるようにすることにある。このことは、二代表制の下における議会の予算議決権の趣旨にも合致するものであり、予算執行の透明性及び説明責任の確保が重要である。

市におかれては、既決予算の執行にあたって、予算目的との整合性について統一的な運用を図り、その透明性を確保するとともに、新たな行政需要への対応については、その内容や影響を十分勘案し、補正予算の編成を原則とすることにより、説明責任の確保に努められたい。